

桑名市納税通知書送付用封筒等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、桑名市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「納税通知書送付用封筒等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒
- (2) 軽自動車税（種別割）納税通知書送付用封筒
- (3) 市民税・県民税（普通徴収）納税通知書送付用封筒
- (4) 国民健康保険税納税通知書送付用封筒
- (5) 法人市民税申告書及び納付書送付用封筒
- (6) その他の通知文書送付用封筒

(広告の範囲及び掲載基準)

第3条 納税通知書送付用封筒等に掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱第4条及び桑名市広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものであるほか、行政用に使用する封筒としての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものでなければならない。

(広告掲載の規格等)

第4条 納税通知書送付用封筒等に掲載する広告の規格等は、別に定める桑名市納税通知書送付用封筒等広告掲載募集要項（以下「募集要項」という。）による。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、桑名市納税通知書送付用封筒等広告掲載申込書兼同意書（様式第1号）及び添付資料を市長に提出するものとする。

(広告等の審査)

第6条 広告掲載希望者から提出のあった広告の内容の審査については、要綱に定める桑名市広告審査委員会（以下「審査会」という。）がその責を負う。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、広告掲載希望者等の中で広告掲載応募価格が最も高い者のうち基準第5条（規制業種又は事業者）に抵触しない者を広告主として決定する。ただし、市税の納税義務者、特別徴収義務者であり、市税を滞納しているものを除く。

2 市長は、広告内容について第3条の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を桑名市納税通知書送付用封筒等広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、広告主が提出した広告内容等が第3条に抵触する等の場合は、訂正を求めること

ができる。

4 広告主は、募集要項に指定するデータ形式で、指定する期日までに広告原稿を入稿するものとする。

5 広告原稿を入稿する際に要する費用は、すべて広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、契約書に記載された納付期限までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告料の返還)

第9条 既納の広告料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告料を一部又は全額返還する。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告掲載を取消することができる。

- (1) 第7条第3項による訂正の求めに応じないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 指定する期日までに指定する広告原稿の提出がないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと判断したとき。

(広告主等の責務)

第11条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 掲載した広告内容について一切の責任を負うこと。
 - (2) 広告内容等に、虚偽、誤記等がないこと。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、納税通知書送付用封筒等への広告掲載の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。